

# 令和4年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金について(家計急変)

本制度は、高校生等がいる低所得世帯（**県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当と認められる世帯**）を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要です。

## 1 対象者

家計急変による経済的な理由から保護者等全員の県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる者

※保護者等全員の年収見込額が、下記一覧表の世帯構成(注)に応じた年収見込額未満の場合対象となります。

<世帯構成ごとの年収見込額>

世帯構成	寡婦(夫)	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込額	2,042,857円未満	1,714,286円未満	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満

※保護者等全員の年収見込額が、世帯構成(注)に応じた年収見込額未満の場合対象となります。

※保護者等とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

(注)世帯構成とは、本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計人数となります。

## 2 提出書類について

- 岐阜県公立高等学校等奨学給付金申請に係る収入状況確認書
- 保護者等の家計急変の事由を証明する書類  
離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出等
- 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類  
所得課税証明書の写し等(家計急変前)、会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等(家計急変後)
- その他(申請書等)

## 3 給付額について(年額)

	全日制
非課税相当世帯(第1子)	114,100円
非課税相当世帯(第2子以降)	143,700円

7月以降に家計急変により申請があった場合は、原則、事由が発生した日の属する月の翌月以降の月数に応じて算定した額を給付します。

### 高等学校就学支援金制度等との違い

就学支援金……授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金。返済は不要。

岐阜県の奨学金……授業料以外の教育費のために高校生に貸与する。返済が必要。

奨学給付金……授業料以外の教育費のために保護者に給付する。返済は不要。